



2015.7

消費者相談室ニュース

カニなどの魚介類をすすめる しつこい電話勧誘に御用心!!

突然、「いいカニが入ったので、以前買っていただいた方に連絡をしています」などと、事業者から電話で勧誘を受け、消費者が断ったにもかかわらず、「値引きします」「サービスします」「金賞をとったカニです」などとしつこい電話勧誘に根負けしてカニを購入してしまったという被害が増えています。このようなトラブルにあわないように注意しましょう。

●しつこい電話勧誘は切るのが一番！

不要なときは、「要りません！」ときっぱり断りましょう。遠慮は無用です。思い切って電話を切りましょう。それでも勧誘をするのは法違反です(特定商取引法第17条 再勧誘の禁止)。

万が一契約してしまっても、カニなどの生鮮食料品も、8日間以内ならクーリング・オフ(契約解除)ができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、ご相談ください。

主婦連合会 消費者相談室



火・木 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。